中型車

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 神戸ジャンクション |
| | | | | 宝塚北スマート | 100 |
| | | | 川西 | 110 | 170 |
| | | 箕面とどろみ | 190 | 220 | 290 |
| | 茨木千提寺 | 230 | 340 | 370 | 440 |
| 高槻 | 290 | 450 | 560 | 590 | 650 |

大型車

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 神戸ジャンクション |
| | | | | 宝塚北スマート | 130 |
| | | | 川西 | 140 | 220 |
| | | 箕面とどろみ | 230 | 290 | 380 |
| | 茨木千提寺 | 290 | 440 | 500 | 590 |
| 高槻 | 380 | 580 | 740 | 800 | 880 |

特大車

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 神戸ジャンクション |
| | | | | 宝塚北スマート | 180 |
| | | | 川西 | 200 | 350 |
| | | 箕面とどろみ | 340 | 460 | 610 |
| | 茨木千提寺 | 420 | 680 | 810 | 950 |
| 高槻 | 570 | 920 | 1,180 | 1,300 | 1,450 |

ハ）実施する期間

平成30年３月18日から平成30年８月31日まで

ニ）適用区間

Ａ　割引対象区間

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから神戸ジャンクションまでの区間

Ｂ　対象インターチェンジ

⑷近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから宝塚北スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑹中央自動車道西宮線の蒲生スマートインターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから草津田上インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び城陽インターチェンジ、近畿自動車道敦賀線の三田西インターチェンジから小浜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから佐用インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジから赤穂インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、京滋バイパスの各インターチェンジ（ただし、南郷インターチェンジ、宇治東インターチェンジ及び巨椋インターチェンジを除く。）、第二京阪道路の各インターチェンジ（ただし、久御山南インターチェンジ、京田辺松井インターチェンジ、枚方学研インターチェンジ、交野南インターチェンジ及び寝屋川南インターチェンジを除く。）並びに京都縦貫自動車道の各インターチェンジ（ただし、沓掛インターチェンジ及び八木東インターチェンジから八木西インターチェンジまでの間の各インターチェンジを除く。）、京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の各インターチェンジ及び綾部宮津道路の各インターチェンジ並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の各インターチェンジ（ただし、砥堀インターチェンジ、福崎北インターチェンジ、生野北第一インターチェンジを除く。）

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を適用する自動車に重複して適用する割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、平日朝夕割引、平日朝夕割引（コーポレート契約）、休日割引及び障害者割引に限るものとし、重複適用の順序は次のＡ及びＢに定めるとおりとする。

Ａ　深夜割引、平日朝夕割引、平日朝夕割引（コーポレート契約）及び休日割引と重複して適用する場合は、各割引を適用した後の料金の額に対して本割引を適用する。

Ｂ　マイレージ割引、大口・多頻度割引、障害者割引と重複して適用する場合は、本割引を適用した後の料金の額に対して各割引を適用する。

㈦企画割引「佐賀・長崎ドライブパス」

イ）割引をする自動車

Ａ　往復料金セットプラン

ニ）Ａの各項に定める発着エリア内のインターチェンジからニ）Ｂに定める周遊エリア内のインターチェンジまで往復し、ニ）Ｂに定める周遊エリア内を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。以下同じ。）

ただし、ロ）の各項に定める利用日数及びニ）Ａの各項に定める発着エリアの別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

Ｂ　乗り放題プラン

ニ）Ｂに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、ロ）の各項に定める利用日数の別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。